

令和7年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会

日 時：令和7年5月26日（月）地域公共交通会議の終了後～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

幹 事 会 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) オンデマンド交通社会実験の試験運行について
- 2) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 3) 席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験について

3 閉 会

令和7年度第1回福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	とだか 戸高 てるみ 輝美	
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ 永松 せいじ 靖二	
チョイソコグループ代表 株式会社アイシン	なりおか 成岡 とおる 徹	議題1のみ
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹	やまぐち 山口 てつお 哲生	議題2のみ
福岡第一交通株式会社	たばた 田畑 せいじ 省治	議題3のみ
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか 松岡 あつし 淳	会長

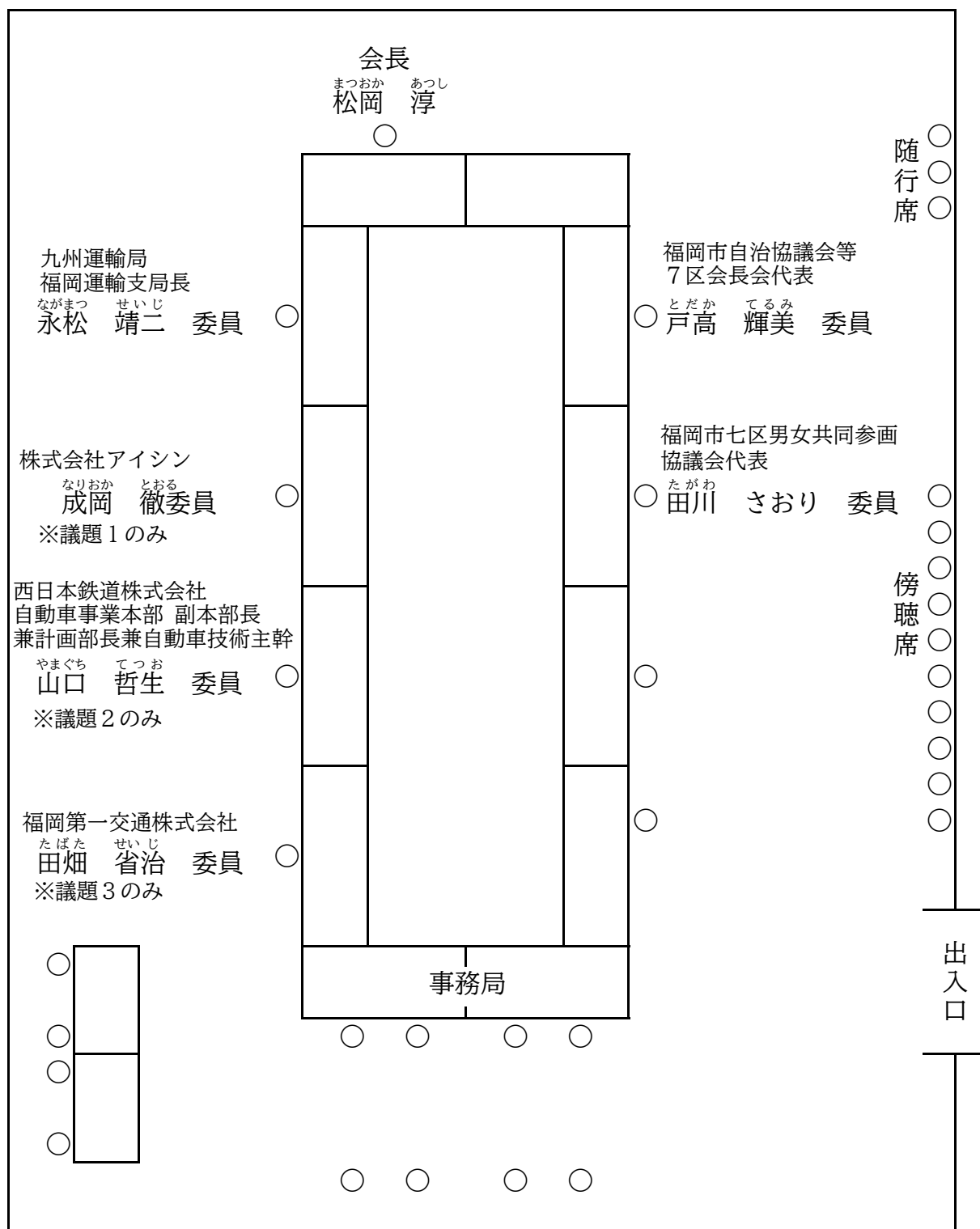
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら 中村 みつのぶ 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	なかむら 中村 よしひで 嘉秀	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第1係長	つつい 筒井 しゅんぺい 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第2係長	ながの 長野 たかゆき 貴之	

令和7年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 座席表

日時：令和7年5月26日（月）地域公共交通会議終了後

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号）第7条第1項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議の幹事会として設置する組織、運営その他必要な事項に関し定めるものである。

(設置及び事業)

第2条 福岡市地域公共交通会議に、同法第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、協議運賃幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 同法第9条第4項に定める事項
- (2) その他幹事会が必要と認める事項

(組織)

第4条 幹事会は幹事会会長（以下「会長」という。）及び委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ氏名する委員が、その職務を代理する。

(幹事会の委員)

第6条 幹事会の委員は、次に掲げる者により構成し、会長が選任する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 福岡運輸支局長
- (3) 関係住民の意見を代表する者

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、これを認めない。ただし、前条（2）に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議)

第8条 幹事会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を主宰し、議事を進行する。
- 3 幹事会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 幹事会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示をすることができる。

（傍聴の取扱）

- 第9条 幹事会は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。
- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
 - 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

- 第10条 会長は、幹事会の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。
- 2 会議録は、幹事会における議事の内容を文書により記録する。
 - 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

- 第11条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

（報告）

- 第12条 幹事会は、協議結果について、必要に応じて地域公共交通会議に報告する。

（庶務）

- 第13条 幹事会の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

アイランドシティにおける オンデマンドバスの実証運行について

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行している。

今回、アイランドシティにおいて、路線バスと「のるーと」における輸送役割を分担することで、利用者が、移動目的に応じたモビリティを柔軟に選択出来るよう、運行区域の変更（「アイランドシティのるーと」をアイランドシティ特化(アイランドシティ～イオンモール香椎浜)の輸送形態に変更)、路線バスとの乗継ぎ利便向上施策の実施について会議に諮るもの。

2. 路線概要

(1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎3丁目）

(4) 運行の区域

旧(現行)	新(※赤字は今回変更箇所)
アイランドシティ地区 （東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、 イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）	アイランドシティ地区 （東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、 イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～ 御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）

○運行区域変更の目的

アイランドシティ特化の輸送形態に変更することで、路線バスでは運行が難しい、アイランドシティ内の移動やイオンモール香椎浜までの輸送を充実。

⇒千早駅までの輸送時間を解消し、「アイランドシティ内において待たずに乗れるのるーと」を実現

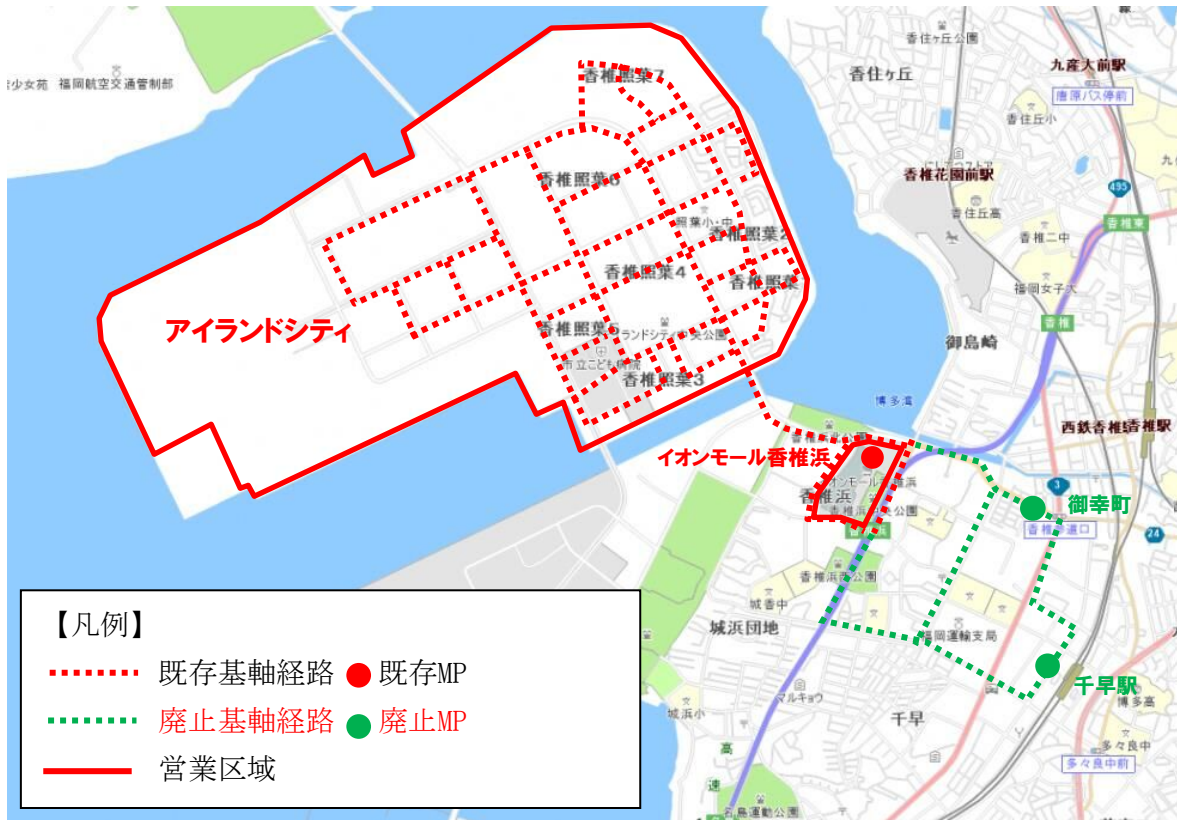
千早駅への輸送は路線バスが担う。

※【参考】2025年3月15日(土)の路線バスダイヤ改正において

「アイランドシティ～千早駅線」は平日+43便/土日祝+31便（往復） 増便済

(5) 利用種別

営業の区域内 ⇔ 営業の区域内：利用可 (○)



(6) 運行形態

予約済のミーティングポイントを効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内 (ミーティングポイント) <R7.8.1現在>



○アイランドシティ地区外（乗降場所）

<R7.8.1現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、ミーティングポイント設置状況を6ページ【参考①】に記す。

(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員（運転士除く）9名） 2台

ワンボックス車両(乗車定員（運転士除く）13名） 3台

※乗車定員8名もしくは12名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数を変動予定



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00～22:00 頃
 日祝日 7:30～21:00 頃
 ※いずれも予約時間内に受け付けた輸送の完了まで
 運行間隔 : 1 時間当たり約 2 便～10 便 (1 台あたり 2 便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことを出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。
 ※参考として、予約方法を 8 ページ【参考②】に記す。

(11) 運賃・割引等 (※赤字は運行区域の縮小に伴い削除)

【運賃】

種類		額および適用方法					
		アイランドシティ 地区内	アイランドシティ (みなと香椎) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (香椎照葉エ リア) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (みなと香椎) ～ 千早駅 (御幸町)	アイランドシティ (香椎照葉エ リア) ～ 千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅 (御幸町)
運賃	大人 12 歳以上(中学生以上)	250 円	350 円	300 円	500 円	450 円	350 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満(小学生)	100 円	150 円	150 円	200 円	200 円	150 円
	幼児 1 歳以上 6 歳未満(未就学児)	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 100 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 200 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 200 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車 150 円
	障がい者・介護者	100 円	150 円	150 円	200 円	200 円	150 円
決済 手段	現金	乗車時					
	交通系 IC カード (nimoca・福岡市交通用福祉 IC カード等)	乗車時					
	クレジットカード	スマホアプリ上					

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

※参考として、アイランドシティエリアのエリア分けを 6 ページ【参考①】に記す。

【割引等】 (※赤字は追加予定のサービス)

割引の種類	概要	クーポン額 & 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (平成31年4月25日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリ内にて登録したnimocaカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は40ポイント	

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)をアプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※アイランドエリア限定で発売 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和元年11月1日より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和4年11月12日 ※毎年度2回程度予定
路線バス定期券割引	西鉄の各種路線バス定期券の券面を提示したお客様は1乗車150円 ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は、既存割引率が高いため、対象外とする ※乗継ポイントサービスとの併用不可	1乗車150円	令和7年8月1日より運用開始

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間

平成31年4月25日から令和8年3月31日まで

(13) 実施開始日

令和7年8月1日

※今後の関係者協議により、変動する可能性があります。

(14) 協議状況

地域へは令和7年5月9日「照葉校区自治協議会」/

令和7年5月12日「照葉北校区自治協議会」にて協議済み。

3. 議決事項

(1) 議決事項

①運行区域の設定：アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）

②運賃：内容は運賃幹事会で決定

③処理期間の短縮

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

① 区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、大字・地区単位での運行可能。

②処理期間の短縮

→協議を調えることにより、事業計画の認可に係る処理期間が短縮。

【参考①】アイランドシティエリアのエリア分け及び設置状況

<アイランドシティエリアのエリア分け>



※一部ミーティングポイントについては、乗り継ぎ利便性向上のために路線バス停留所との併設を検討しており、現在警察と協議中。

<ミーティングポイント設置状況>

①公道上貼り付け型



②私有地内置き型



③公道上標柱型



(参考) エリア対象MP一覧

対象エリア	番号	名称	備考
香椎照葉エリア	1-①	アクアコートⅠ区1番館前	廃止
	1-②	アクアコートⅠ区6番館前	名称変更：アイランドシティ中央公園前（千早向き） アイランドシティ中央公園前（千早向き）バス併設
	1-③	ブライムメゾン照葉東側	
	1-④	香椎照葉1丁目駐車場西側	
	1-⑤	香椎照葉1丁目駐車場北側	
	1-⑥	ブライムメゾン照葉北側	
	1-⑦	ヴェルデコートⅠ区5番館前	
	1-⑧	照葉パビリオン	
	1-⑨	アクアコートⅠ区6番館前B	
	2-①	香椎照葉中公園前	廃止
	2-②	照葉テラスマリナコート東側A	
	2-③	照葉テラスマリナコート東側B	
	2-④	照葉テラスマリナコート北側	
	2-⑤	浅部グリニッグ前A	
	2-⑥	浅部グリニッグ前B	
	2-⑦	香椎照葉東公園前A	廃止
	2-⑧	香椎照葉東公園前B	廃止
	2-⑨	照葉小中学校前	廃止
	2-⑩	照葉小中学校前(千早向き)	新設:照葉小中学校前(千早向き) バス併設
	3-①	インフィニターデン前	名称変更：アイランドシティ中央公園前（病院向き） アイランドシティ中央公園前（病院向き）バス併設
	3-②	シーマークビル	
	3-③	福岡みらい病院	
	3-④	アトレアモール照葉	
	3-⑤	アイランドタワースカイクラブ	
	3-⑥	アイタワー	
	4-①	アイランドシティ中央公園南側	
	4-②	アイランドシティ中央公園東側	名称変更：アイランドシティ中央公園前（照葉向き） アイランドシティ中央公園前（照葉向き）バス併設
	4-③	セントラルパーク香椎照葉前A	
	4-④	セントラルパーク香椎照葉前B	
	4-⑤	アイランドシティ中央公園北側B	廃止
	4-⑥	パークフロント香椎照葉前	
	4-⑦	アイランドシティ中央公園北側A	名称変更：香椎照葉五丁目（照葉向き） 香椎照葉五丁目(照葉向き) バス併設
	4-⑧	ブライムメゾン照葉前	名称変更：福岡市総合体育館（照葉向き） 福岡市総合体育館(照葉向き) バス併設
	4-⑨	ブライムメゾンセントラルパーク北側	名称変更：照葉北小学校前（照葉向き） 照葉北小学校前(照葉向き) バス併設
	4-⑩	照葉テラスパークカーサ03B	名称変更：照葉小中学校前（照葉向き） 照葉小中学校前(照葉向き) バス併設
	5-①	こども病院	
	5-②	センターマークスター	
	5-③	トライアル	
	5-④	照葉スバリゾート前	
	5-⑤	センターマークゲート	名称変更：香椎照葉五丁目（イオン向き） 香椎照葉五丁目(千早向き) バス併設
	6-①	福岡市総合体育館	
	6-②	ブライムメゾン照葉 クロススタイル東	
	6-③	フォレストプレイス香椎照葉ザ・テラス前	
	6-④	アイランドアイ中央広場	
	6-⑤	(WEST) O&F タワーレジデンス	
	6-⑥	(EAST) O&F タワーレジデンス	
	6-⑦	KIDS-DUO（幼稚園）	新設
	6-⑧	照葉はばたき小学校	新設
	7-①	香椎照葉7丁目南側	
	7-②	香椎照葉3号緑道A	
	7-③	香椎照葉3号緑道B	
	7-④	香椎照葉北公園	
	7-⑤	照葉北小学校東側	
	7-⑥	照葉オーシャンプレイスⅡ街区	
	7-⑦	照葉オーシャンプレイスⅢ街区	
	7-⑧	照葉ザ・タワー	
	7-⑨	照葉ザ・ガーデン	新設：2025年6月1日より開始
	7-⑩	照葉はばたき公園	新設

対象エリア	番号	名称	備考
みなと香椎エリア	M-①	みなと香椎①（鈴与前）	
	M-②	みなと香椎②（越智産業前）	
	M-③	みなと香椎③（松岡前）	
	M-④	みなと香椎④（ベジフルロジセンター前）	
	M-⑤	みなと香椎⑤（南九前）	
	M-⑥	みなと香椎⑥（マルゴ前）	
	M-⑦	みなと香椎⑦（ヤマエ久野前）	
	M-⑧	みなと香椎⑧（ロジシティみなと香椎西側）	
	M-⑨	みなと香椎⑨（ロジシティみなと香椎東側）	
	M-⑩	みなと香椎⑩（アスクル北側）	
	M-⑪	みなと香椎⑪（アスクル西側）	
	M-⑫	ベジフルスタジアム	
	M-⑬	みなと香椎⑬（アスクル南側）	
	M-⑭	みなと香椎⑭（九州日新前）	
	M-⑮	アイランドシティコネクターミナル	
	M-⑯	みなと香椎⑯（横浜冷凍前）	
	M-⑰	みなと香椎⑰（九州日野自動車前）	
	M-⑱	みなと香椎⑱（軽自動車検査協会・福岡運輸支局）	新設
	M-⑲	みなと香椎⑲（ニトリ物流センター）	新設
	M-⑳	みなと香椎⑳（T-LOGI）	新設

【参考②】予約方法(※赤字は今回追加予定のサービス)

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリ・電話または **LINE** で予約する。

予約・取消受付: アプリ予約は 24 時間、2 日前から受付。

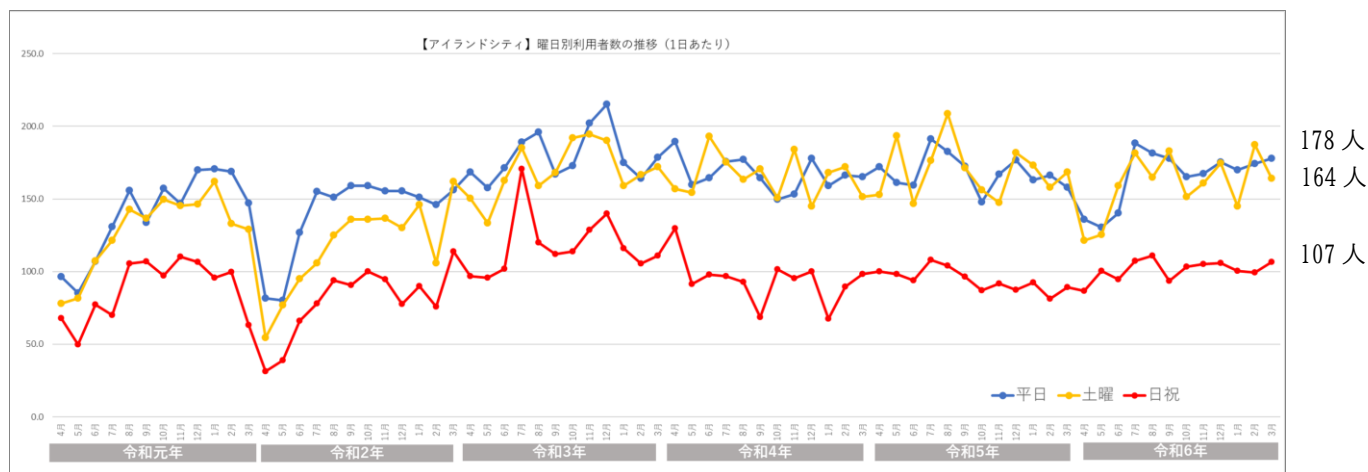
①アプリ予約イメージ



②LINE 予約イメージ (令和 7 年 8 月 1 日より運用開始予定)



【参考③】1日あたりの曜日別利用者数推移 (令和元年4月～令和7年3月)



【参考④】周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和7年3月15日現在）



席田・月隈・東月隈
乗合いタクシー実証実験について

1. 趣旨

席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験については、生活利便施設の立地が非常に少ない福岡空港周辺地域において、車などの移動手段を持たない方、高齢で自ら移動するのが困難な方の日常の買い物や通院等、生活交通確保が課題となる中、福岡空港地域対策協議会及び席田・月隈・東月隈校区自治協議会にて実行委員会を立ち上げ、持続可能な生活交通確保に向けた地域共生事業の一つとして取り組むものであり、新たな移動手段の確保について検討を進めてきたところである。

この度、その運行計画案が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 運行事業者 福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の態様 区域運行(道路運送法施行規則第3条の3 第3号)

(3) 営業の区域 福岡空港周辺エリア

①3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし③福岡空港を除く)

(大井 1～2 丁目、大字下白井、空港前 1～5 丁目、青木 1～2 丁目、東平尾 1～3 丁目、東平尾公園 1～2 丁目、月隈 1～6 丁目、大字下月隈、立花寺 1～2 丁目、大字立花寺、金の隈 1～3 丁目、大字金隈、西月隈 1～6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1～5 丁目、浦田 1～2 丁目)

②3校区外

福岡市博多区の下記の地区

(榎田 1～2 丁目、東那珂 1・3 丁目、那珂 3～6 丁目、板付 1～7 丁目、大字板付、諸岡 1～3 丁目、三筑 1～2 丁目、麦野 1～5 丁目、井相田 1～2 丁目)

その他(粕屋町、志免町、大野城市)

(粕屋町大字仲原、大字酒殿 / 志免町御手洗 1～2 丁目、別府北 1～4 丁目、別府 1～4 丁目、大字別府、別府西 1～3 丁目、別府東 1～3 丁目、南里 1～7 丁目、大字南里、志免中央 3～4 丁目、王子 1～4 丁目、片峰 1～4 丁目、片峰中央 1～4 丁目、坂瀬、向ヶ丘 1～2 丁目、石橋台、志免 3～4 丁目、志免東 1 丁目 / 大野城市御笠川 4 丁目、川久保 1 丁目)

③福岡空港

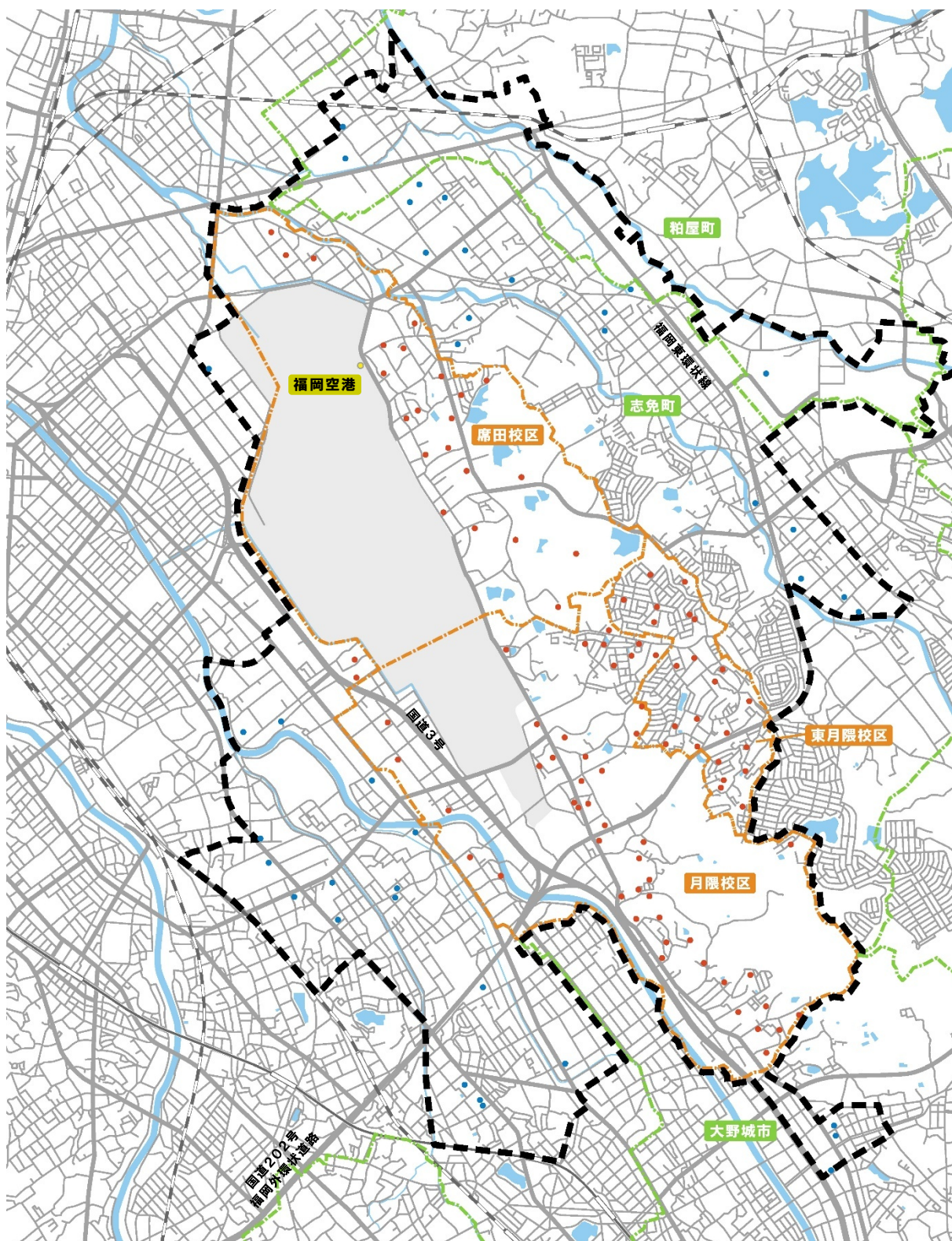
(福岡市博多区大字下白井)

(4) 運行の区域及びミーティングポイント（停留所）

○運行の区域：福岡空港周辺エリア（営業の区域と同じ）

○運行開始時のミーティングポイント：135 箇所（予定）

（3 校区内【赤】：95 箇所、3 校区外【青】：39 箇所、福岡空港【黄】：1 箇所）



※ミーティングポイント（停留所）については、
今後増減する可能性がある。

【凡例】

--- 運行区域案

● 停留所予定場所（3 校区内）

● （3 校区外）

● （福岡空港）

○ミーティングポイント(停留所)のイメージ



○標示のイメージ



○ミーティングポイントのエリアごとの内訳

①3校区内	95 箇所	席田校区	22 箇所
		月隈校区	50 箇所
		東月隈校区	23 箇所
②3校区外	39 箇所	博多区	17 箇所
		志免町	16 箇所
		粕屋町	3 箇所
		大野城市	3 箇所
③福岡空港	1 箇所		
合計	135 箇所		

○利用種別

- ①3 校区内 ⇔ ①3 校区内・②3 校区外・③福岡空港 :利用可(○)
 ②3 校区外 ⇔ ②3 校区外 :利用不可(×)
 ②3 校区外 ⇔ ③福岡空港 :利用不可(×)

(5) 運行形態

予約のあるミーティングポイント(停留所)間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) 運行車両

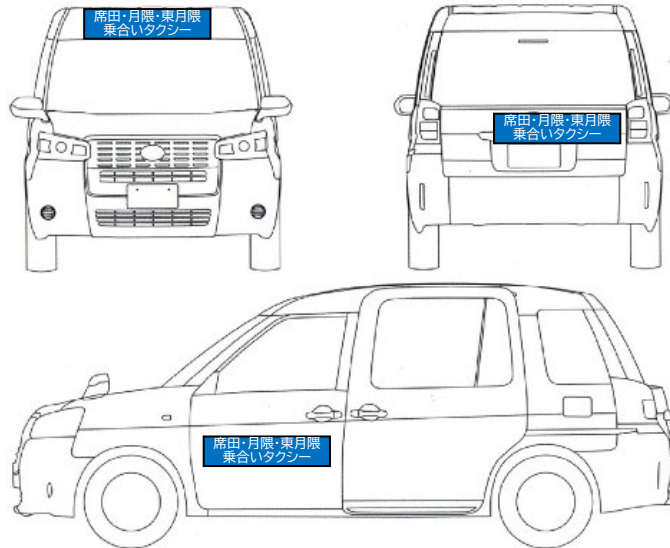
使用車両：小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く) 2 台

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(8) 運行曜日及び運行時間

○月曜日～金曜日／9:00～16:00

○土曜日／9:00～13:00

○運休：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

○運行間隔：ミーティングポイント(停留所)⇒ミーティングポイント(停留所)を 1 便と仮定し、1 時間当たり 1 便～4 便(想定)

(9) 乗車受付方法

事前予約による

予約可能期間：乗車希望日の 1 週間前から 20 分前まで

受付方法：電話もしくはインターネットで受付

電話予約受付：9:00～16:00(平日)、9:00～13:00(土曜日)

インターネット予約受付：24 時間

(インターネット予約イメージ)

対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

(10) 運賃

種類		額及び適用方法
運賃	大人 (中学生以上)	300 円
	小児 (小学生)	150 円
	幼児 (未就学児以下)	無料 ※単独乗車は不可
	障がい者	150 円
	介護者 (障がい者の付き添い)	150 円
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード・iD	乗車時

(11) 運行期間

令和7年7月(予定)から令和10年3月31日まで

※年度ごとに効果検証を実施する

(12) 地域との協議状況

福岡空港地域対策協議会および席田・月隈・東月隈自治協議会で構成する「福岡空港周辺移動支援実証実験実行委員会」にて、今回の運行計画案を作成し合意が図られている。また行政・交通事業者においても、協議を行い合意が図られている。

3. 議決事項

【交通事業者】

福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行

【届出内容】

(1)運行の態様

区域運行

(2)区域設定

3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし福岡空港を除く)

(大井 1～2 丁目、大字下臼井、空港前 1～5 丁目、青木 1～2 丁目、東平尾 1～3 丁目、東平尾公園 1～2 丁目、月隈 1～6 丁目、大字下月隈、立花寺 1～2 丁目、大字立花寺、金の隈 1～3 丁目、大字金隈、西月隈 1～6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1～5 丁目、浦田 1～2 丁目)

※運行の区間

3校区内(営業区域) ⇔ 各ミーティングポイント

(3)運賃申請

届出運賃(協議運賃幹事会にて協議)

(4)使用車両

小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く)を使用

(5)最低車両数の弾力化

常用2台

(6)車両併用

一般タクシーと併用

(7)処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置(地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置)

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】(1)運行の態様、(2)区域設定(区域運行の実施に係る弾力化)

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】(3)運賃申請(運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化)

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】(4)使用車両(使用する車両の弾力化)

→協議を調えることにより、乗車定員 11 人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】(5)最低車両数(最低車両数の弾力化)

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準(常用 3 両+予備 1 両)が緩和される。

【議決が必要な項目】(6)車両併用(車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例)

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用(事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用)することが可能。

【議決が必要な項目】(7)処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を 2 ヶ月間から 1 ヶ月間に短縮することが可能。